## 松本都市計画 笹部地区 地区計画

平成22年3月1日決定 松本市告示第83号

| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 名         | 称 | 笹部地区 地区計画  |
|-----------------|-----------|---|--|
|                 | 位         | 置 | 松本市笹部二丁目及び四丁目の各一部の区域   |
|                 | 面         | 積 | 約 2.6ha  |
|                 | 地区計画の目標   |   | 本地区は、民間の開発行為により宅地の分譲が行われている。<br>そこで、今後予想される建築行為について、地区計画を定める<br>ことにより、建築物の用途の混在、あるいは敷地の細分化などに<br>よる住環境の悪化を防ぎ、健全な市街地の形成を目指す。            |
|                 | 土地利用の方針   |   | 良好な一戸建て住宅を中心とする住宅地の形成を図る。  |
|                 | 地区施設の整備方針 |   | 民間開発行為により、地区内に区画道路 (W=6m~4m) を配置する。  |
|                 | 建築物等の整備方針 |   | 本地区全体について、建築物等の用途の制限、敷地の最低限度<br>の規制、壁面位置の制限、建築物の高さの最高限度、容積率の最<br>高限度、垣又はさくの制限を設け、ゆとりを持った良好な低層低<br>密度の住環境の形成へ規制誘導を図ると共に、その維持、保全を<br>図る。 |
|                 | その他保全の方針  |   | 本地区の環境及び安全の維持・保全を図るため、次のことを誘導する。<br>資材及び廃棄物置き場は、設置しない。<br>必要な台数分の駐車場を敷地内又は付近に備える。  |

| 地区 |   | 地区施設の配置及び規模 | 道路 | 名 称  | 幅員   | 延長      | 備考 |  |
|----|---|-------------|----|------|------|---------|----|--|
|    | 建 |             |    | 区画道路 | 6.0m | 約 709m  |    |  |
|    | 築 |             |    | 区画道路 | 5.0m | 約 418m  |    |  |
|    | 物 |             |    | 区画道路 | 4.5m | 約 13m   |    |  |
|    | 等 |             |    | 区画道路 | 4.3m | 約 5m    |    |  |
| 整  | に |             |    | 区画道路 | 4.2m | 約 11m   |    |  |
| 備  | 関 |             |    | 区画道路 | 4.Om | 約 12m   |    |  |
| 計画 | す |             |    | 合 計  |      | 約 1168m |    |  |
|    | る |             |    | 名 称  | Ī    | 面 積     | 備考 |  |
|    | 事 |             |    | 公園 1 | 約    | 436 m²  |    |  |
|    | 項 |             | 公園 | 公園 2 | 約    | 355 m²  |    |  |
|    |   |             |    | 合 計  | 約    | 791 m²  |    |  |

|        |            | T                |  |
|--------|------------|------------------|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物等の<br>用途の制限   | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 町内公民館 3 当地区計画区域内の土地及び住宅の販売の用に供するための販売事務所及びその他これに類するもの 4 建築基準法別表第2(い)項第2号、第8号及び第9号に掲げるもの 5 上記に附属するもの 6 ゴミステーション  |
|        |            | 容積率の<br>最高限度     | 12/10  |
|        |            | 敷地面積の<br>最低限度    | 150 ㎡ (但し、ゴミステーションを除く)   |
|        |            | 壁面の位置の<br>制限     | 建築物の外壁(出窓及び戸袋を除く。)又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は 1.0m以上、その他隣地境界線までの距離は、1.0m以上とする。但し、以下のいずれかに該当するものを除く。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3m以下の建築物又は建築物の部分 2 床面積の合計が 10 ㎡以内の建築物 3 床面積の合計が 30 ㎡以内の壁面を有しない建築物又は建築物の壁面を有しない部分 4 ゴミステーション                |
|        |            | 建築物等の<br>高さの最高限度 | 高さは 10m以下かつ地階を除き 2 階以下とする。   |
|        |            | 垣又はさくの<br>構造の制限  | 道路境界線から奥行1.0mまでに設置するものの構造は、次に掲げるものとする。 1 生垣 2 前面道路面からの高さ0.6m以下の擁壁、石積み等。ただし、0.7m以上の植裁可能な空地を設け設置する敷地の地盤面から0.1m以下のものは、この限りではない。 3 敷地地盤面又は2で設置したものの上に敷地地盤面から高さ1.5m以下のフェンス、金属さく等透視可能なさく 4 片側の幅1.5m以下の門柱及びその他これらに類するもので、敷地地盤面から高さ1.5m以下のもの |

<sup>「</sup>区域は、計画図表示のとおり」

